

まえがき

この冊子は、主に身近な人を突然亡くされた方々を対象に作成しています。

あなたは今、ショックで混乱し、辛く、悲しく、考える余裕などないかもしれません。

でも、そのような中であっても、早めに法的知識をもって対応しないと、あなたを含め身近な方々に思いがけない責任がかぶさり、さらに厳しい状況に追いやられるかもしれません。

そこで、徳島弁護士会は、そのようなことにならないよう、あなたに最低限知っておいてもらいたい情報を提供するために、この冊子を作成しました。

この冊子は、問題ごとに質問と回答という形式でわかりやすく説明してあります。ですから、あなたが現在直面している問題に関する部分をまずお読みいただければ、ポイントとなる法的知識と対処法がわかるようになっています。

徳島弁護士会は、あなたを含め少しでも多くの方々が、この冊子をご覧になり、正しい法律知識を得て適切に対応することにより、一日も早く平穏を取り戻すことができるよう、心から願っています。

ぜひご一読ください。

2013（平成25）年3月

※この冊子の情報は、2013（平成25）年3月現在のものです。

目次

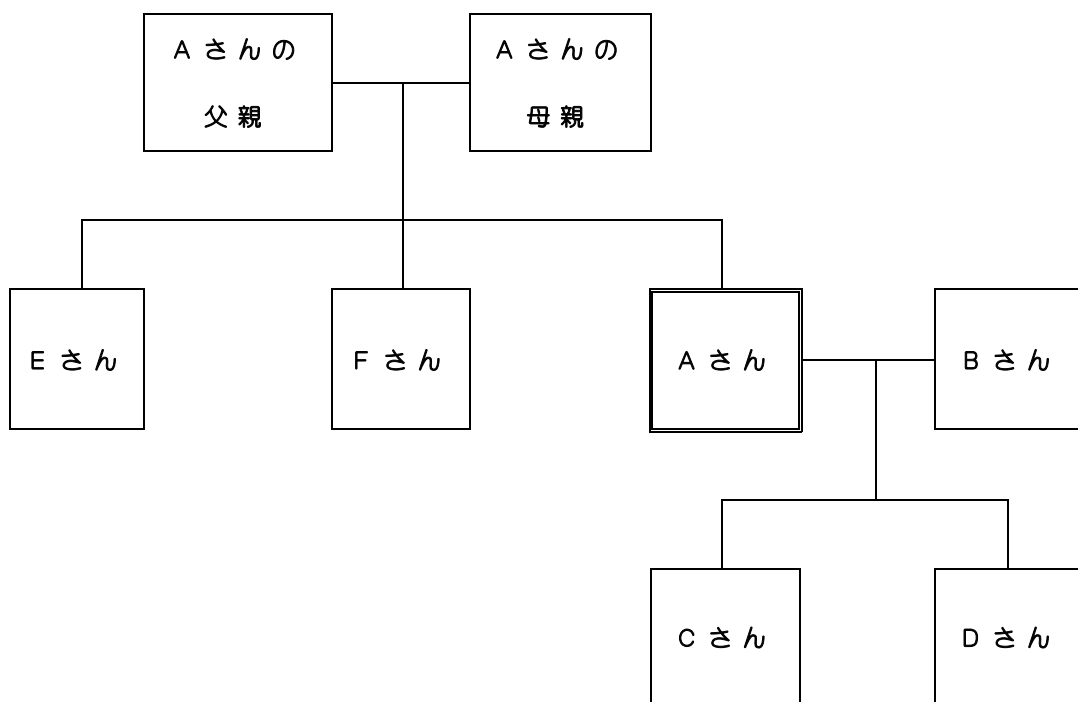
1	相続について.....	1
2	相続放棄の手続について	6
3	多重債務に関する問題について	10
4	今後の生活について.....	14
5	賃貸物件に関する賠償問題について	16
6	仕事のストレスなどにより自殺された場合について .	19
7	鉄道事故の場合の賠償問題について	22
8	生命保険について.....	25

1 相続について

【 質問1 】

私の友人の A さんが亡くなりました。A さんには妻の B さん、子どもの C さん D さんと、兄の E さん、妹の F さんがいます。また、A さんのご両親と祖父母はすでに亡くなっています。

誰が A さんの遺産を相続することになるのですか？



【 回答1 】 誰が相続人になるかは、民法で次のとおり定められています。

① 亡くなった方の配偶者（夫・妻）は、常に相続人に

なります。

- ② 配偶者以外の方は、次の順序で配偶者といっしょに相続人になります。

第1順位：亡くなった方の子ども

子どもが先に亡くなっている場合、孫が相続人となります。

第2順位：亡くなった方の直系尊属（父、母や祖父母など）

第2順位の方は、第1順位の人（子どもや孫など）がいないときに相続人になります。

父（または母）も祖父母もいるときは、亡くなった方により近い世代である父（または母）が相続人となり、祖父母は相続人にはなりません。

第3順位：亡くなった方の兄弟姉妹

第3順位の方は、第1順位の人でも第2順位の人もないときに相続人になります。

兄弟姉妹が先に亡くなっていた場合、その兄弟姉妹の子どもが相続人になります。

Aさんには、第1順位の相続人である子どものCさんとDさんがいます。したがって、Aさんの遺産は、妻であるBさんと子どものCさん・Dさんが相続することに

なります。

なお、CさんとDさんが2人とも相続放棄をしたときは、Aさんの遺産は、第3順位の相続人であるEさんとFさんが相続することになります。相続放棄については、「2 相続放棄の手続について」をごらんください。

【 質問2 】

Bさん・Cさん・Dさんは、Aさんの遺産をどのような割合で相続するのですか？

【 回答2 】 相続人の相続分は、民法では次のように定められています。

① 配偶者と子どもが相続人である場合

配偶者 1 / 2 子ども 1 / 2

子どもが複数いる場合は、1 / 2 をその人数で頭割りします。

② 配偶者と直系尊属が相続人である場合

配偶者 2 / 3 直系尊属 1 / 3

相続人となる直系尊属が複数いる場合は、1 / 3 をその人数で頭割りします。

③ 配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合

配偶者 3 / 4 兄弟姉妹 1 / 4

兄弟姉妹が複数いる場合は、1 / 4 をその人数で頭割りします。

なお、相続人は、民法に定められたこの相続の割合に必ず従わなければならないわけではありません。相続人全員が話し合いをしてまとめれば、民法で定められた相続分とちがう割合で相続をすることもできます。

Aさんの遺産については、特に相続分について話し合いなどをしなかった場合は、Bさんが1 / 2、CさんとDさんが1 / 4 ずつ相続することになります。

【 質問3 】

Aさんには借金がありました。Bさん・Cさん・Dさんはその借金を返さなければならないのですか？

【 回答3 】 相続人は、亡くなった方のプラスの財産（現金、預貯金、不動産など）だけではなく、マイナスの財産（借金、保証債務など）も相続することになります。

したがって、Bさん・Cさん・Dさんは、原則として、上に書かれた相続分の割合で、Aさんの借金を返さなければなりません。

ただし、相続人が相続放棄をした場合、その相続人は亡くなった方の相続人ではなかったこととなります。したがって、Bさん・Cさん・Dさんは、それぞれ相続放棄をすれば、Aさんの借金を返さなくてもよいこととなります。

相続放棄については、「2 相続放棄の手続について」をごらんください。

2 相続放棄の手続について

【 質問 】

夫の A が借金を残して亡くなりました。A と私の間には、息子の C と D がいます。私と息子たちは、この借金を支払わなくてはならないのでしょうか？

なお、A の両親はすでに亡くなっています。また、A には兄の E さんと妹の F さんがいます。

【 回答 】

あなたと息子さんたちは、各自で相続放棄をすることで、借金の支払いを免れることができます。

息子さんたちが相続放棄をした場合、E さんと F さんが借金を支払わなければならないくなります。しかし、その場合も、E さんと F さんは、それぞれ相続放棄をすることができます。

【 相続放棄って何なの？ 】

亡くなった方の遺産には、プラスの財産（現金、預貯金、不動産など）だけではなく、マイナスの財産（借金、保証債務など）もあります。

そこで、亡くなった方のプラスの財産よりマイナスの財産の方が多の場合などのために、相続人が亡くなった方の

遺産の相続を放棄することが認められています。これが「相続放棄」です。

【 相続放棄をするとどうなるの？ 】

相続放棄をした人は、はじめから相続人とならなかったことになります。

したがって、相続放棄をすると、亡くなった方の借金を支払わなくてもよいことになります。しかし、一方で、亡くなった方のプラスの財産を相続する権利も失うことになります。

なお、相続放棄は、相続人各自でする必要があります。

【 相続放棄の手続はどこですればいいのか？ 】

亡くなった方の最後の住所地を管轄する家庭裁判所です。

【 誰が相続放棄の手続をすればいいのか？ 】

相続人が成年者である場合は、相続人本人です。

相続人が未成年者の場合は、親権者などの法定代理人です。

なお、第1順位の相続人全員が相続放棄をしたときは第2順位（第2順位の相続人がいないときは第3順位）の相続人が、第2順位の相続人全員が相続放棄をしたときは第3順位の相続人が、くり上がって遺産を相続することにな

ります（相続人の順位については「1 相続について」を
ごらんください）。

つまり、Aさんの子ども（第1順位）であるCさんとD
さんが相続放棄をしたときは、Aさんの兄妹（第3順位）
であるEさんとFさんが、Aさんの遺産を相続することにな
ります。

この場合は、くり上がった相続人であるEさんとFさん
本人が、各自で相続放棄の手続をする必要があります。

【 いつまでに手続をしなければならないの？ 】

通常の場合、相続人は、亡くなった方の死亡を知ったと
きから、3か月以内に相続放棄の手続をしなければいけま
せん。

前の順位の相続人が相続放棄をしたためにくり上がった
相続人の場合、自分が相続人にくり上がったことを知った
ときから3か月以内に相続放棄の手続をしなければいけま
せん。

なお、亡くなった方の財産を調べるためには時間がかか
るなどの事情がある場合、家庭裁判所への申立てにより、
この3か月の期間の伸長が認められる場合があります。

【 3 か月すぎたら相続放棄はできないの？ 】

一定の事情がある場合には、例外的に、3 か月を過ぎても相続放棄が認められる場合があります。

【 3 か月の期間内でも、相続放棄ができなくなることはあるの？ 】

相続人が、亡くなった方の財産を処分したり、私的に消費した場合などには、その相続人は亡くなった方の遺産を相続する意思があるとみなされ、3 か月の期間内であっても相続放棄をすることは原則としてできなくなります。

ただし、上に書かれているようなことをした場合であっても、例外的に亡くなった方の遺産を相続する意思があるとはみなされない場合もあります。

3 か月の期間をすぎたり、亡くなった方の財産を処分したり、私的に消費した場合などであっても、相続放棄ができる場合があります。詳しくは、弁護士にご相談ください。

3 多重債務に関する問題について

【 質問 】

身内である A が亡くなりました。A には多額の借金があったようです。もし、私が A の借金を相続することになれば、私の家族の生活は立ち行かなくなります。そこで、お尋ねしたいのですが、(1) どうかして A の借金を免れることはできないでしょうか？(2) また、もし私が A の借金を相続することになった場合、今後、どのような対応が可能でしょうか？

【 回答 】

あなたがそもそも A さんの相続人でなければ、A さんの借金を相続することはありませんし、A さんの相続人であったとしても、A さんが亡くなったことを知った時から早めに相続放棄などの手続をすることで A さんの借金を免れることができます。

また、あなたが A さんの借金を相続することになったとしても、制度上、多様な債務整理の方法が用意されていますので、貸主（債権者）が請求してくる金額を必ず支払わなければならない、というわけではありません。

【 相続放棄をすると、保証人としての責任もなくなるの？ 】

あなたが借主の相続人であり、かつ、借主の保証人でもある場合、あなたは、相続放棄をしても、保証人としての責任を免れることはできません。

その理由は、借主の借金を返済する義務と保証人としての責任とは別個のものであり、保証人は、相続人であろうとなかろうと、保証人だからです。

ただ、借主の返済義務の範囲と保証人の責任の範囲とは必ずしも一致しませんので、詳しくは、弁護士にご相談ください。

【 借金を返済する場合、何か注意することはあるの？ 】

貸主の請求する金額が、必ずしも正確ではないという点にご注意ください。

この点、借主が返す必要のある借金額が、実際は、貸主の請求額よりも低い金額になったり、かえってAがすでに払い過ぎており、過払金が発生していたりする場合（借主が貸主に払い過ぎた金銭を請求できる場合）もあります。

すなわち、貸主の中には、利息制限法で定められた金利（以下「制限利率」といいます。たとえば、貸し付ける金銭（元本）の額が100万円以上の場合、金利は年1割5分を超えてはいけません。）を超える高い金利で金銭を貸すものがいます。こうした貸主から金銭を借りた借主は、しばしば、高い金利に気付かないまま返済をしてしまいます。

そのため、借主が本当に返済する必要がある金額を制限利率に基づいて計算し直してみると、借主が必要以上に返済していたことが明らかになり、実際には借金がなくなっていたり、貸主が請求する金額よりも低い金額しか返す必要がなかったりすることがあります。

特に、借主がすでに払い過ぎており、過払金が発生している場合は、借主は、その分（利息を含む。）の返還を貸主に請求することができます。

【 計算し直しても借金が残ったが、全額支払う必要があるの？ 】

借金が残った場合でも、必ず全額支払うことになるのではなく、①全く支払わなくてよくなる場合や②一部のみの支払いでよくなる場合があります。

①は、一定以上の財産がない借主が「自己破産」の方法をとる場合です。

②は、一定以上の財産がある借主が「自己破産」の方法をとる場合、「民事再生」の方法をとる場合、貸主と任意に交渉・合意する場合があります。

自己破産の方法をとる場合、一定以上の財産（例：住宅など）は、処分・換金されて、貸主の返済に充てられることとなります（ただし、一定未満の財産については、処分・換金されることはありません）。それでも残った借金につい

ては、裁判所から、原則として、免責を得ること（残った借金を全て帳消しにしてもらうこと）ができますので、その後は一切支払う必要がなくなるという利点があります。

次に、民事再生の方法をとる場合は、きちんと返済計画を立て、その計画に従って、支払いをきちんと続けていくことになります。支払いが続けられるだけの経済力（労務・信用・資力）が必要であり、手続もやや複雑ですが、自己破産の方法と違い、財産が処分・換金されることがないため、住宅などの財産を残すことができますし、借金の総額が（大幅に）減額されるという利点があります。

最後に、貸主と任意に交渉・合意する場合は、貸主が交渉（借金の減額や分割払いなど。以下同様。）に応じてくれなかったり、交渉がまとまらなかったりすることもあります。他の方法と比べて、より早い段階で交渉がまとまりうるという利点があります。

借金の整理については、色々な方法が用意されており、必ずしも借金の全額を支払わなければいけないわけではありません。なお、借主が置かれた具体的な状況に応じて、とりうる方法の範囲も変わりますし、それぞれの方法には、上記以外にも有利な点・不利な点がありますので、詳しくは、弁護士にご相談ください（なお、上に述べたことは、個人を前提としており、会社などの法人の場合は、やや異なりますので、ご注意ください。）。

4 今後の生活について

【 質問1 】

夫の A が死亡して、私が A の遺産を相続しました。相続税はどのようになるのでしょうか？

【 回答1 】

相続税は、相続財産の課税価格の合計額が基礎控除額（5000万円＋1000万円×法定相続人の数）を超える場合にしか発生しません（基礎控除額は平成25年3月現在のものです。）。詳しくは、税理士等の専門家にご相談下さい。

なお、相続税が発生する場合、その相続税の申告は、その相続があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内に行わなければなりません。

【 質問2 】

一家の大黒柱であった夫のAが突然死亡しました。Aの遺産はなく生命保険にも加入していなかったため生活費が足りません。どうしたらよいでしょうか？

【 回答2 】

まずは遺族として年金をもらえないか確認してください。Aさんが厚生年金や共済年金に加入していれば、遺族は「遺族厚生年金」や「遺族基礎年金」をもらうことができます。Aさんが国民年金に加入していれば、遺族は「遺族基礎年金」か「基礎年金」か「死亡一時金」のいずれか1つをもらうことができます。

年金をもらえない場合や年金だけでは生活費が足りない場合は、生活福祉資金や母子寡婦福祉資金などの公的貸付制度の利用や生活保護の申請を検討してください。

生活福祉資金の申請窓口は各市町村の社会福祉協議会です。母子寡婦福祉資金の申請窓口は市町村の福祉事務所です。具体的な利用条件などについては、申請窓口でご確認ください。

生活保護の申請窓口は市町村の福祉事務所です。生活保護は、借金があつたり持家があつても受けられる場合があります。詳しくは、弁護士にご相談ください。

5 賃貸物件に関する賠償問題について

【 質問 】

身内である A が賃貸アパートの部屋で自殺してしまいました。そのアパートの家主から、損害賠償として1000万円もの支払いを請求されています。

全額支払わなくてはならないのでしょうか？

【 回答 】

損害を賠償しなければならない場合がありますが、必ずしも、請求された額を全額支払わなければならないとは限りません。

また、あなたが A さんの相続人の場合、相続放棄をすることによって、支払いを免れることができる場合もあります。

【 なぜ支払わなくてはならないの？ 】

これまでの裁判例の中には、賃貸アパートの部屋は家主から借りたものですから、賃借人は、賃貸アパートの部屋を傷付けないよう注意するだけでなく、その部屋の中で自殺しないようにする義務も負っているものもあります。これは、賃借人が、賃貸アパートの部屋で自殺をすると、人によっては抵抗を感じる場合もあり、一定期間

借り手が見つからなかったり、安い賃料でしか賃貸できなくなったりすることを理由としているようです。

【 誰が支払わなくてはならないの？ 】

賃借人の相続人、または保証人です。

【 いくら支払わなければならないの？ 】

家主から、全面改装費用、賃料相当額や賃料減額相当額（自殺した部屋以外の部屋を含む）などを請求されることがあります。

しかし、原状回復費用（壁紙の張り替え等）は、賃借人の自殺によって破損した部分に限られます。

また、賃貸アパートの借り手が見つからなかったり、安い賃料でしか賃貸できなくなったりすることによる損害賠償の金額については、一概に決まっているわけではありません。賃貸人に自殺についての告知義務があること、抵抗感は時間の経過とともに減少することなどを考慮して決められているようです。具体的には、借りていた部屋の賃料の1～2年分とした裁判例などがありますが、都心部の物件か否か、単身者居住用物件か否か、オフィス物件か否か、などによっても変わってくる可能性があります。それぞれの事情によりますので、詳しくは、弁護士にご相談ください。

【 必ず支払わなければならないの？ 】

あなたが、借借人の相続人である場合には、相続を放棄できる場合もあります。ただし、相続放棄は、「自己のために相続があったことを知ってから3か月以内」にしなければなりませんので、早急な対応が必要です。詳しくは、「2 相続放棄の手続について」をごらんください。ご不明な点がありましたら、弁護士にご相談ください。

6 仕事のストレスなどにより自殺された場合について

【 質問 】

家族が、職場での過労が原因で自殺してしまいました。このような場合、そのような状況に対応してくれなかった会社やその他の機関に対して、補償や賠償を求めることはできるのでしょうか？

【 回答 】

ご家族の自殺が労働災害にあたりと認められる場合には、労災保険法に基づく補償給付を受けることができます。また、会社に対しては、ご家族が亡くなられたことについて、損害の賠償を求めることができる場合もあります。

【 自殺について損害の補償などを求めることはできるの？ 】

職場での過労など、業務すなわち仕事上の事情を理由として自殺された場合には、労災保険法上の労働災害と認定されることがあります。この場合には、ご遺族が補償金を受給することができます。なお、平成23年度には、全国で66人の方につき、自殺が労働災害であるとの認定がなされています。

また、会社に対しては、会社が社員の健康等に配慮して適切な対応をとらなければならなかったのに、それを怠ったことなどを理由として、損害の賠償を求めることが考えられます。

【 労災保険法に基づく補償給付の申請とはどのような手続きなの？ 】

労災保険法に基づく補償給付の申請は、労働基準監督署の署長に対して行うこととなります。この段階で労働災害であるとの認定を受けることができれば、規定に従った補償金の給付を受けることができます。

万が一、労働災害であるとの認定を受けられなかった場合には、その決定に対して、異議を出したり、場合によっては裁判で争うことが必要となります。

なお、これらの補償についてはそれぞれ時効期間（補償の内容により2年から5年）がありますので、注意が必要です。

【 会社に損害の賠償を求める場合、何に気をつけないければならないの？ 】

会社に対して、ご家族が自殺されたことについての損害賠償請求をする場合、請求すること自体によって、ご家族の財産を相続したこととみなされます。したがって、亡くなられたご家族の負債等のマイナスの財産も含む財産を相

続しても問題ないのか、ということ を 慎重に検討する必要がある あります。

また、会社に対する請求についても時効期間がありますので（請求の方法により3年または10年）、この点についても十分に気をつけないといけません。

【 具体的にどのようなことをすることになるの？ 】

労災保険法に基づく補償給付の申請と会社に対する損害の賠償請求のいずれであっても、ご家族の死亡が労働災害と認定され、あるいは会社の不注意により生じてしまった損害であると認定されるためには、自殺の原因が仕事に基づくものであることを証明する必要があります。これについては、どれだけの証拠があるかによって証明できる可能性が大きく変わります。

以上のように、補償や賠償を求める手続きは、相続放棄との関係を含めた総合的な判断を必要とすること、どれだけの証拠を集められるかが結論に影響を及ぼす可能性も高いことなどから複雑ですので、できるだけ早めに弁護士にご相談ください。

7 鉄道事故の場合の賠償問題について

【 質問 】

家族の A が鉄道に飛び込んで命を絶ってしまいました。そのような場合、鉄道会社から遺族に多額の損害賠償が請求されると聞いたことがあります。そんなお金は到底用意できそうにありません。どうしたらよいのでしょうか？

【 回答 】

ご家族が、Aさんの相続人として、鉄道会社に対して損害を賠償しなければならない場合がありますが、事故の態様によっては、支払額が必ずしも高額になるとは限りません。

支払いが難しい場合は、相続放棄をすることもできます。詳しくは、「2 相続放棄の手続について」をごらんください。

【 家族が鉄道会社に対して損害を賠償しなければならないの？ 】

電車への飛び込み事故が起きた場合、鉄道会社には、車両の破損、復旧のための人件費、列車の遅れによる特急料金の払戻しなどの損害が発生します。この損害を賠償する義務があるのは、第一次的には電車に飛び込んだご本人で

すが、ご本人が亡くなってしまった場合、損害賠償義務が相続によって相続人に移転します。

そのため、ご家族のなかでもご本人の相続人となる方は、鉄道会社に対して損害を賠償しなければなりません。

【 多額の損害賠償が請求されるというのは本当なの？ 】

飛び込みによる自殺者が出た場合の鉄道会社の対応は、特に公表されていません。列車の遅れが長時間にわたったために特急料金の払戻しや振替輸送が必要になった場合、脱線など大事故に発展した場合、他の乗客が死傷した場合などは、多額の損害賠償を請求されることも考えられます。

もっとも、実際には、そもそも鉄道会社からの請求がない場合もありますし、仮に数百万円の請求が行われても、最終的には数十万から百万円前後で和解するケースが多いようです。

【 実際に請求がきたらどうしたらいいの？ 】

請求されるままにお金を支払ってはいけません。

まずは、請求の根拠を書面で提出するよう求め、鉄道会社が実際にそれらの費用を負担したのかを確認しましょう。

鉄道会社が請求できる項目としては、主に以下のようなものが考えられます。

1 修理費

事故による車両や設備の修理費です。

2 人件費

事故後の復旧のための人件費です。

3 その他

特急料金の払戻しや振替輸送のための費用などが考えられます。

【 必ず支払わなければならないの？ 】

損害賠償義務は、相続人が相続放棄をすることによって、免れることができます。ただし、相続放棄は、「自己のために相続があったことを知ってから3か月以内」にしなければなりませんので、早急な対応が必要です。詳しくは、「2 相続放棄の手続について」をごらんください。ご不明な点がありましたら、弁護士にご相談ください。

8 生命保険について

【 質問1 】

5年前、夫は、生命保険に加入しました。今年、突然、夫が自殺しました。保険会社に確認したところ、生命保険金は支払えないということでした。

自殺だと、生命保険金は支払われないのでしょうか？

【 回答1 】

生命保険契約の中には、責任開始日から一定期間（2、3年が多いようです）内の自殺の場合、生命保険金が支払われないという条項（自殺免責条項）がある場合があります。

しかし、自殺免責条項があっても、責任開始日から一定期間後であれば、支払われると思います。

※注 責任開始日…保障を開始する日。契約申込後、①告知または医師の診断、②初回の保険料納付がなされたときに始まることが多いようです。

【 質問2 】

続きの質問です。生命保険契約を確認したところ、自殺免責期間は2年と定められていました。夫の自殺は、生命保険に加入してから5年経っていますので、生命保険金が支払われると思い請求しました。

ところが、保険会社から、一時期保険料の払込がなかったことがあり、延滞が解消されてから2年経っていないので、生命保険金を払えないと言われました。今は保険料を払い込んでいます。

本当に、生命保険金は支払われないのでしょうか？

【 回答2 】

支払われる場合があります。

保険契約上、保険料の払込みがない場合、保険契約が失効すると定められていることがあります（失効条項）。もっとも、保険契約が失効しても、一定期間内に延滞保険料を支払い、保険会社の承諾を得て保険契約を復活させることができ、契約が復活した日が責任開始日とされる旨定められていることがあります。

本件保険会社は、保険契約が復活した日（責任開始日）から自殺免責期間（本件では2年）内の自殺のため、生命保険金を支払えないと言っているのだと思われます。

このような場合、長年保険料を払い込んできたのに保険契約が失効するのは保険契約者にとって不利益ですので、失効条項が無効で生命保険金は支払われるべきなのではないかが問題になります。

実際に裁判で、失効条項が無効なのではないかが争われた事案もあります。失効条項が有効か無効かについては、事案毎に事情を検討する必要がありますので、詳しくは、弁護士にご相談ください。

あとがき

徳島弁護士会では、日本弁護士連合会の人権擁護大会のシンポジウムに先駆けて2012（平成24）年9月1日徳島市において自殺防止と自死遺族支援をテーマにプレシンポジウムを開催しました。

私たちは、そのシンポジウムをとおして自死遺族支援について弁護士会にできることは何かを考え、法律的な観点から役に立つと思われる内容をまとめることにし、この冊子を作成しました。

この冊子の作成に携わった委員は以下のとおりです。

徳島弁護士会プレシンポジウム実行委員会

委員長	大西 聡
事務局長	石川量堂
委員	豊永寛二
委員	篠原 健
委員	瀧 誠司
委員	立石量彦
委員	端村 亮
委員	坂田知範
委員	坂村隆明
委員	久米一義
委員	堀金 博
委員	永本能子
委員	木村裕介
委員	米村有香
委員	筒井由果
委員	櫻井 彰
委員	重松崇之